

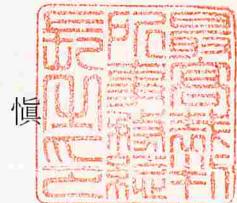
最高裁秘書第2086号

令和2年9月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

7月30日付け（8月3日受付、第020337号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

7月29日付け電話聴取書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影及び研修期）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

所長	副所長	事務課長	医療課長	検査課長	保健課長	総務課長	人事課長
[REDACTED]							

【機密性 2】

経理課

電話聴取書

聴取年月日 令和2年7月29日（水）午後4時47分

被聴取者 朝霞保健所 ヨシダ氏（○）

聴取者 裁判所職員総合研修所事務局総務課長 森 本 益（■）

標題 新型コロナウイルス感染症陽性者が使用した施設の消毒について

要旨

○新型コロナウイルス感染症の症状が出た日の2日前が、他人に感染させるおそれのある濃厚接触者の定義であることはご存知と思いますが、使用した施設の消毒についても同じ考え方で、発症の日の2日前以内に使用していなければ消毒の必要はありません。

施設管理者の判断で消毒をなさる場合には次の資料が参考になりますのでご参照ください。

- ・ 厚生労働省ホームページ
- ・ 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第2版

（一般社団法人日本渡航医学会、公益社団法人日本産業衛生学会）

の陽性者は、

・7/12入院、7/16退院、

・7/22発症

7月22日発症及び研修陣の消毒は
行われていなかった。